

国立大学法人九州大学特定有期事務・技術系職員（無期転換者）就業規則

平成24年度九大就規第38号  
施行：平成25年4月1日  
最終改正：令和5年3月30日  
(令和4年度九大就規第45号)

(趣旨)

第1条 この規則は、特定有期事務・技術系職員（無期転換者）の勤務条件、服務規律その他の就業に関する基本的事項について、国立大学法人九州大学就業通則（平成16年度九大就規第1号。以下「就業通則」という。）に定めるもののほか、必要な事項について定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「特定有期事務・技術系職員（無期転換者）」とは、次の各号に掲げる者であったもののうち、就業規則第2条第3項の規定に基づき、無期労働契約に転換した職員をいう。

- (1) 病院における医療技術に関する業務に従事する者及び病院における看護業務に従事する者で競争的研究費、寄附金又は運営費交付金（本学が認めるものに限る。）により雇用される技術職員
- (2) 特定のプロジェクトを担当する事務組織において教育研究プロジェクトの支援業務に従事する者で競争的研究費により雇用される事務職員及び技術職員  
(職種・職務)

第3条 特定有期事務・技術系職員（無期転換者）の職種は、特定有期病院医療職員（無期転換者）及び特定有期プロジェクト支援職員（無期転換者）とする。

2 特定有期事務・技術系職員（無期転換者）の職務は、職種に応じてそれぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 特定有期病院医療職員（無期転換者）
  - イ 特定有期医療系職員（無期転換者） 病院における医療技術に関する業務
  - ロ 特定有期看護職員（無期転換者） 病院における看護業務
- (2) 特定有期プロジェクト支援職員（無期転換者） 特定のプロジェクトを担当する事務組織における教育研究プロジェクトの支援に関する業務  
(退職)

第4条 特定有期事務・技術系職員（無期転換者）が次の各号のいずれかに該当する場合は、退職とし、特定有期事務・技術系職員（無期転換者）としての身分を失う。

- (1) 自己の都合により退職を願い出て承認された場合
- (2) 就業通則第15条第2項に規定する日に至った場合
- (3) 国立大学法人九州大学特定有期事務・技術系職員就業規則（平成18年度九大就規第16号。以下「特定有期事務・技術系職員就業規則」という。）第7条に定める休職期間が満了し、なお休職事由が消滅しない場合
- (4) 本人が死亡した場合又は行方不明となり家族が同意した場合
- (5) 業務上の事由による傷病の療養給付が傷病補償年金に移行した場合
- (6) その他退職事由が発生した場合

(年度一時金)

第5条 特定有期病院医療職員（無期転換者）には、各事業年度の3月において、国立大学法人九州大学職員給与規程（平成16年度九大就規第14号。以下「給与規程」という。）に定める基本給月額を支給日（以下単に「支給日」という。）に、年度一時金を支給する。ただし、事業年度中途に退職し、又は解雇された場合には、当該退職日若しくは解雇された日の属する月又は当該月の翌月の支給日に支給する。

2 前項の規定にかかわらず、特定有期病院医療職員（無期転換者）が次の各号のいずれかに該当する場合は、年度一時金は支給しない。

- (1) 当該事業年度の勤続期間が6月未満の場合（業務上の傷病又は死亡により退職する場合及び通勤（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項に規定する通勤をいう。）途上における傷病又は死亡により退職する場合を除く。）
- (2) 就業通則第17条第1項第1号の規定により解雇された場合

(3) 就業通則第44条第2項第1号に規定する懲戒解雇をされた場合

- 3 前項第1号の勤続期間の計算においては、国立大学法人九州大学職員退職手当規程（平成16年度九大就規第27号）第9条第1項、第2項及び第5項（第1号を除く。）の規定による勤続期間の計算を準用するものとする。
- 4 年度一時金の額は、当該事業年度の末日又は退職若しくは解雇の日にその者が受けている基本給月額及び基本給調整額の月額合計額に0.3を乗じて得た額とする。
- 5 年度一時金の支払いは、原則として、職員の指定する職員本人の預貯金口座への振込みによる（特定有期事務・技術系職員就業規則の準用）

第6条 特定有期事務・技術系職員（無期転換者）の休職、休職の期間、病気休職の手続、休職中の給与、特定有期事務・技術系職員の意に反する休職の場合、時間外勤務及び休日勤務、表彰、表彰を受ける者、表彰の日及び表彰を受ける者の推薦については、特定有期事務・技術系職員就業規則第6条から第10条及び第15条から第19条までの規定を準用する。この場合において、「特定有期事務・技術系職員」とあるのは「特定有期事務・技術系職員（無期転換者）」と、特定有期事務・技術系職員就業規則第9条第6項において「本学の職員（就業通則第2条第2項に掲げる職員を除く。）」とあるのは「本学の職員（就業通則第2条第3項に掲げる職員を除く。）」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年度九大就規第27号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年度九大就規第25号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和元年度九大就規第13号）

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和2年度九大就規第39号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年度九大就規第45号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。